

【 サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者研修制度 】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修

実務経験

障害児者等の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験

(3～8年)

※業務内容等により実務経験の年数が異なります。

研修（原則の流れ）

配置に関する実務経験要件を満たす予定の日の2年前から、基礎研修受講可。

基礎研修

A・Bは別々に実施、受講について前後は問わない

A
相談支援従事者初任者研修(2日課程)を修了(11時間)

B
サービス管理責任者等基礎研修(分野統一)を修了(15時間)

OJT
(2年以上)

実践研修

令和3年度～実施

サービス管理責任者等実践研修を修了(14.5時間)

研修（例外的な流れ：下記要件①～③を満たす方）

基礎研修

A・Bは別々に実施、受講について前後は問わない

A
相談支援従事者初任者研修(2日課程)を修了(11時間)

B
サービス管理責任者等基礎研修(分野統一)を修了(15時間)

OJT
(6ヶ月以上)
※個別支援計画作成の業務

実践研修

令和3年度～実施

サービス管理責任者等実践研修を修了(14.5時間)

- 要件①：基礎研修受講時に既に配置に係る実務経験を満たしていること
 要件②：個別支援計画作成の一連の業務に従事すること
 要件③：①及び②を満たしていることを指定権者（佐賀県）に届出ること

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

更新研修

※5年毎に受講

サービス管理責任者等更新研修を修了(13時間)

【新規創設】

専門コース別研修
(任意研修)

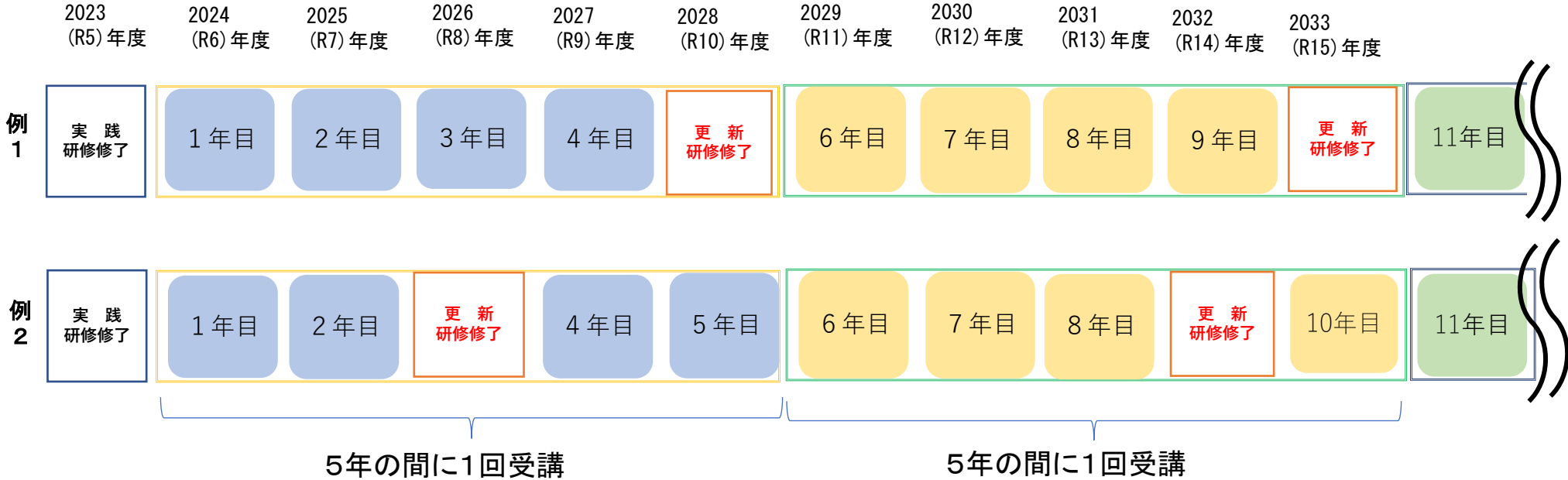
※佐賀県では実施していない

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修受講のイメージ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修は、実践研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、受講する必要があります。例えば、2023（令和5）年度に、実践研修を修了した方で、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの間に更新研修を修了する必要があります。2028（令和10）年度までに更新研修を修了しなかった場合は改めて実践研修を修了しなければなりません。

2023(令和5)年度
実践研修修了者の場合

【更新研修受講例】 対象者：現任者又は2年以上の実務経験者（サビ児管・管理者・相談支援専門員）



サービス管理責任者等研修 標準カリキュラム

基礎研修		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

相談支援従事者初任者研修		時間数
講義	1 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

サービス管理責任者の実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
		国家資格者※1	有資格者※2	それ以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務	3年以上 (資格に基づく業務3年以上の者)	5年以上	5年以上
	日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務			
	a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者			
	b 児童相談所、更生相談所(身体障害者・知的障害者)、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者			
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者			
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者			
	e 特別支援学校の従業者			
	f 保険医療機関(病院・診療所)の従業者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 3) 国家資格等を有する者(※1) 4) aからeの相談支援業務に従事した期間が1年以上である者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(二) 直接支援業務	5年以上	8年以上	
	入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務又は基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活訓練並びに訓練等に関する指導業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務			
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床の従業者			
b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者				
c 保険医療機関(病院・診療所)、保険医療薬局、訪問看護事業所の従業者				
d 特例子会社、重度障害者多数雇用(助成金受給)事業所の従業者				
e 特別支援学校の従業者				
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士。

※2 有資格者とは、社会福祉主事任用資格者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者、保育士保育又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者。

児童発達支援管理責任者の実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者 ※1	有資格者 ※2	それ以外の者
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体障害者・知的障害者)、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者 (3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センター、 <u>老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</u> の従業者 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者 (6) 保険医療機関(病院・診療所)の従業者で、次のいずれかに該当する者 a) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) b) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 c) 保育士保育又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者 d) (1)から(5)の相談支援業務に従事した期間が1年以上である者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	3年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上	5年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上	
	ロ 直接支援業務	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床</u> の従業者 (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> の従事者 (3) 保険医療機関(病院・診療所)、保険医療薬局、訪問看護事業所の従業者 (4) <u>特例子会社、重度障害者多数雇用(助成金受給)事業所</u> の従業者 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			(資格に基づく業務5年以上の者) 5年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上

※1 (国家資格者)及び※2 (有資格者)の内容については、サービス管理責任者と同じ。

令和5年度のサービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

実践研修の受講にあたって必要な実務経験(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）**を満たしている**。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務に従事**する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、**指定権者に届出**を行う。

② やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験(3～8年)を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が急な退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。